

副 本

副 本

大阪府労委 令和元年（不）第15号 スバルが丘学園事件
申立人 大阪教育合同労働組合
被申立人 学校法人スバルが丘学園



準備書面（5）

令和2年2月28日

大阪府労働委員会会長 様

上記被申立人代理人

弁 護 士 安 部 将 規



大阪府労働委員会令和元年（不）第15号スバルが丘学園事件について、
被申立人は次のとおり主張する。

第1 労働委員会の令和2年2月5日付求釈明（**〇〇〇〇**組合員の勤
務時間）について

〇〇〇〇組合員の月曜日5，6限の勤務場所は正しくは西キャン
パスである（被申立人準備書面（4）の記載は誤りであり，同
（1）の記載が正しい。）。

また，同組合員の勤務時間等は令和元年6月17日から変更さ
れており，年度当初のものとは異なっている。

以上

【別表1】 ██████████ 組合員の勤務時間及び勤務場所

(令和元年度)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1限	本校	本校	本校	本校	本校
2限	本校	本校	本校	本校	本校
3限	本校	本校	本校	本校	本校
4限	本校	本校	本校	本校	本校
5限	西	西	本校	西	西
6限	西	西	本校	西	西
放課後	(西)	(西)	(西)	(西)	(西)

(6月17日以降)

【別表2】 ██████████ 組合員の勤務時間及び勤務場所

(令和元年度)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1限	×	×	×	本校	×
2限	本校	本校	本校	本校	×
3限	本校	本校	本校	×	本校
4限	本校	本校	本校	本校	本校
5限	本校 西	×	×	本校	本校
6限	本校 西	×	×	×	×
放課後	(西)	(西)	(西)	(西)	(西)

※別表1及び別表2の「1限」～「6限」について

- ・乙第26号証及び乙第27号証に記載された、通常授業の場合による。
- ・なお、「5限」とは、本校では13時40分から14時30分を、西キャンパスでは14時30分から15時20分を指す。また、「6限」とは、本校では14時40分から15時30分を、西キャンパスでは15時30分から16時20分を指す。

(凡例)

- ・本校：本校で勤務
- ・西：西キャンパスで勤務
- ・()：常にではないが、部活動等で勤務することがある
- ・×：勤務時間ではない

以上